

大規模小売店舗の計画書に対する指導事項等

名 称：TAIRAYA真岡荒町店

所在地：真岡市荒町三丁目46番地 3 ほか

<栃木県>

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	・意見なし	—
環境保全課 担当：溝口・前田 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・3,000 m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。その場合は所管する県東環境森林事務所環境対策課（0285-81-9002）に相談してください。	・3,000 m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、所管する県東環境森林事務所環境対策課に相談します。
警交通政策課 担当：齋藤・杉山 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	・変更後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・変更後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
道路整備課 担当：五月女・栗田 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
道路保全課 担当：木村 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	・指導事項無し	—

警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	・令和８年７月２３日、事前協議終了。 ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	— ・今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、栃木県警察本部交通規制課とも再協議します。
経営支援課 担当：石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	・指導事項等なし	—

＜真岡市＞

所管課 連絡先	指導事項等	対応内容
総合政策課 担当： TEL:0285-83-8102 FAX:0285-83-5896	・特になし 紙面掲示による代替措置について・・・可	—
くらし安全課 担当：菊池 TEL:0285-83-8110 FAX:0285-83-8392	・営業時間の 24 時間化により、青少年のたまり場になるなど、地域住民が防犯上の不安を持つことがないよう、対応をお願いしたい。 紙面掲示による代替措置について・・・可	・営業時間の 24 時間化により、青少年のたまり場になるなど、地域住民が防犯上の不安を持つことがないよう、対応します。
農政課 担当：細野 TEL:0285-83-8137 FAX:0285-83-0199	・当該地は、農業振興地域の農用地区域、及び森林法における 5 条森林のいずれも該当区域ではないため、指導事項なし。 紙面掲示による代替措置について・・・可	—
環境課 担当：永岡 TEL:0285-83-8127 FAX:0285-83-8392	・騒音の発生に係る事項について、計画書 12 ページから 16 ページまでで、騒音予測は実施しているが、営業時間が 24 時間に変更となることから、騒音が生じないよう十分留意すること。 ・その他特記事項について、計画書 19 ページに記載はあるが、営業時間が 24 時間に変更となることから、店舗の運営等に関し、地域住民から相談や苦情があった場合には、誠意を持って対応すること。 紙面掲示による代替措置について・・・可	・騒音の発生に係る事項について、営業時間が 24 時間に変更となることから、騒音の発生を抑えるように十分留意します。 ・その他特記事項について、営業時間が 24 時間に変更となることから、店舗の運営等に関し、地域住民から相談や苦情があった場合には、誠意を持って対応します。

建設課 担当：渡邊 TEL:0285-83-8147 FAX:0285-83-6240	・指導事項無し 紙面掲示による代替措置について・・・可。	—
都市計画課 担当：中村 TEL:0285-83-8152 FAX:0285-83-6240	・特になし 紙面掲示による代替措置について・・・可。	—
都市整備課 担当：大塚 TEL:0285-83-8155 FAX:0285-83-6240	・指導事項無し 紙面掲示による代替措置について・・・可。	—
商工観光課 担当：熊木・大澤 TEL:0285-83-8134 FAX:0285-83-0199	・計画については、とくに指導事項等はありません。変更後、交通安全上及び騒音等問題問題が生じた場合、また周辺住民等から苦情等があった場合は、必要な方策を検討し、適切な対応を講じるようお願いします。 紙面掲示による代替措置について・・・可。	・変更後、交通安全上及び騒音等問題問題が生じた場合、また周辺住民等から苦情等があった場合は、必要な方策を検討し、適切な対応を講じるようにします。